

歴史を生かしたまちづくりの推進について 策定

横浜市では昭和63年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、歴史的建造物の保全活用に取り組んでいる。平成24年度には、これまでの取組の現状と課題を踏まえ、横浜市都市美対策審

議会、横浜市歴史的景観保全委員、公益社団法人横浜歴史資産調査会所属の専門家などの意見をもとに、今後の施策の展開に向けた基本方針を「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(案)に取り

まとめた。この案について、平成25年5月15日から市民意見募集を実施し、同11月には、意見や提案を反映した「歴史を生かしたまちづくり」の推進について」を策定した。

また、平成25年12月には、これに基づき、「特定景観形成歴史的建造物制度」を新たに創設するため「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)」の一部を改正した。今後、平成26年7月1日の制度運用に向けて調整を進めていくとともに、その他の施策についても、具体化に向けた検討を進める。

特定景観形成歴史的建造物制度の創設

歴史的建造物は、建築基準法の施行以前に建てられていることから、改修等を行う際に建築基準法に全てを適合させることが困難となっており、保全活用を進めるうえでの大きな課題となっている。そこで、法的担保性の向上と建築基準法の柔軟な適用が可能となる「特定景観形成歴史的建造物制度」を「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)」の改正によって創設し、歴史的景観の保全と賑わい創出による魅力ある都市景観の創造を図る。

対象建造物

登録・認定歴史的建造物等のうち、外観の保存と内部の一部保存を行いながら、内部の活用を推進する必要がある建造物。

制度の概要

- ①指定にあたっては、横浜市都市美対策審議会、歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得る
- ②指定を行う場合は、保存活用計画を策定
- ③所有者は保存活用計画に沿った建造物の管理を行うとともに現状変更等にあたっては事前に市長の許可が必要 など

【参考】制度の比較

	認定歴史的建造物	特定景観形成歴史的建造物	市指定文化財
根拠	歴史を生かしたまちづくり要綱	景観条例	文化財条例
保全範囲	外観	外観及び内部(一部)	外観及び内部
現状変更	届出	許可	許可
その他	-	建築基準法の適用除外が可能※	建築基準法の適用除外が可能※

※建築基準法の適用除外
建築基準法の第3条第1項第3号の規定に基づいて、建築審査会の同意を得る必要がある。

課題と基本方針

課題1 保全活用の推進と建築基準法への適合

- ・所有者の実状に応じた外観保全と内部の活用を推進するため、改修等で課題となる建築基準法への適合について、適用除外が可能な制度の導入

課題2 所有者支援

- ・所有者の期待の高い助成制度を新たな制度導入や財政状況等を踏まえた見直しをしながら維持すること
- ・日常的な維持管理などへのきめ細かい支援や相続への対応

課題3 市民協働による歴史を生かしたまちづくり

- ・市民理解の向上を背景に、市民による活動の活性化、団体間の連携、人材育成等の施策や、取組の中心となる組織・財源等も含めた推進基盤の確立

課題4 ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・文化的、観光的資源である歴史的建造物の魅力アップや活用による都市の活性化への取組み
- ・地域などでのまちづくりの様々な場面で展開できるような環境整備

課題5 持続的な保全活用の推進(法的担保性の向上等)

- ・認定解除事例や将来にわたって保全活用したい所有者の意向などを踏まえた、法的担保性を高めることで持続的な保全活用が可能な制度の導入
- ・市による取得だけでなく、所有者と使い手の結び付けやトラスト組織による取得などの仕組みの検討
- ・所有者と保全活用に合意していない重要な歴史的建造物への継続的な働きかけ

基本方針

歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていきます。

方針1 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

基本施策

- ①「特定景観形成歴史的建造物制度」の創設
保全と活用を一体的に推進するため、外観保存と内部の一部保存などにより建築基準法の適用除外を可能とする制度を創設
- ②景観制度との連携
景観法に基づく「景観重要建造物制度」の具体的な運用方法の検討など
- ③所有者支援制度の再構築
助成制度の見直しと、日常的な維持管理などへのきめ細かい支援の導入やコーディネーター制度の創設など

方針2 市民とともに守り、活かす取組の推進

基本施策

- ④市民による取組の推進
人材育成の推進や、調査・維持管理などのボランティア制度の導入、市民による活動支援の仕組みを検討
- ⑤市民協働の基盤の確立へ向けた取組
様々な活動の相乗効果を図るための連携組織の創設や、市民協働を推進するために市民からの寄附が可能となるファンド(基金)などによる財源確保の方法を検討
- ⑥トラスト的手法による保全活用の検討
相続時の寄附や借り上げなどによる保全活用を可能とするトラスト等の仕組みを検討など

方針3 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

基本施策

- ⑦ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開
これまでの取組の蓄積を都市の活性化へ結び付けていくため、関係部署や所有者等が連携して活用方策の検討やPRを推進するとともに、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策などを検討
- ⑧市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進
区役所や学校との連携による広報普及の取組強化や、ガイドブック作成など地域での取組を進めやすい環境整備

歴史を生かしたまちづくり相談室 設置に向けて準備中!!

7月1日から歴史的建造物などに関する相談や情報提供を受け付けます。

横浜市の「歴史を生かしたまちづくり」が始めてから25年が経ち、歴史的建造物を取り巻く状況は大きく変化し、所有者や市民ニーズは多様化している。そういった状況をふまえ、さまざまな相談に対して柔軟な対応ができる「歴史を生か

したまちづくり相談室」の設置に向け、市と公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)が協働で準備を進めている。歴史的建造物の所有者や市民・団体等を対象とし、専門家や市民活動団体、行

政などが連携し具体的な相談に応じる。例えば、「自宅が古い、歴史的価値があるのか分からないので調べてほしい」「建物は残したいが、相続が発生すると家族で持ち続けることが困難なので、良い方法はないか」「腕の良い職

人さんを教えてほしい」といった所有者からの相談や、「歴史を生かしたまちづくり」に寄付やボランティアなどで協力したいといった様々な声に対応していく。相談室はヨコハマヘリテイジへの設置を予定しており、平成26年7月1日開設を目指している。

公益社団法人 横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)とは?

歴史的建造物に係る専門家等の団体。昭和63(1988)年に「横浜市歴史的資産調査会」として発足し、以来20年間にわたり、横浜市と連携して歴史的建造物の調査や保全活用に関する研究を進め、「歴史を生かしたまちづくり」を推進している。歴史的資産の保全活用に関する調査研究のほか、セミナーや見学会等の普及啓発などを行っている。平成25(2013)年に公益社団法人となった。



大棧橋について ~鉄棧橋竣工120周年~

港

の要件を考えてみたい。まずは、一定程度の広さを有する「平穏な海面」の確保が必要だ。自然の地形が平穏な海面を保証してくれているに越したことはないが、横浜港では、防波堤を築造して、相当程度の面積の平穏な海面を確保している。現在、内防波堤と呼ばれているのがそれである。山下公園から望みできる赤い灯台は、港の入口の目印だ(北水堤の赤灯台に対向する東水堤の白灯台は、港口拡幅のため撤去されたが、山下公園地先の氷丸丸棧橋先端に移設されている)。つぎに、大型船が入港可能な「水深」が維持されなければならない。陸側では、繋船施設と荷揚場、上屋や倉庫用地のための「平地」も必要だ。平地は、港町を形成する後背地として、広ければ広いほど良いであろう。しかし、広い平地を控える港は、概して浅遠で、深い水深を確保することが難しい。また、大河の河口に位置する港では、川が運んでくる土砂堆積により水深を維持することが難しい。逆に、水深の深い地形は、概して急峻な崖地に面し、平地をとることが難しいし、埋立により平地を造成することもまた難しい。〈港〉としての横浜は、西に野毛山、東に山手の丘を背負っ

た海港的な性格を基本的な骨格としつつ、山手からは西に一定程度の平地を造りだしている砂州を延ばした河口港的な性格を併せ持つ。しかも、神奈川沖から東へ、中村川河口近くから北へ、海中に砂州が存在し防波堤を築造しやすい地形となっている。横浜は、いわば、いいところ取りの、〈港〉の要件を兼ね備えた、絶好かつ希有な(良港)なのだ。ペリーが、この〈港〉としての資質を見抜いていたかどうかは定かでないが、山手から〈横〉に長く延びた砂州の〈浜〉の中央部に上陸してきた(日本側がこの地に接所を設定したのではあるが)。横浜が開港場になると、この砂州の中央部から船着場としての突堤が二條突き出され、「波止場」を形成する。〈港〉横浜の原点である。この二條の突堤は、慶応二年の大火の後の横浜改造計画の一環として、貯溜まりを囲うように延長され、東の突堤は「象の鼻」と呼ばれるようになる。そして、「象の鼻」の曲端から〈横〉〈浜〉に直角に、延長約730m幅員19mの「鉄棧橋」が築造され、横浜港最初の繋船施設となる。パーマー(Henry Spencer PALMER)の立案に基づき、東及北水堤(内防波堤)と一体的に計画され、三田善太郎が棧橋主管となり、明治25(1892)年11

月着工、明治27(1894)年3月に竣工した(築港工事は、当初は神奈川県が、中途からは内務省臨時横浜築港局が所管し、「鉄棧橋」は完工後、内務省から横浜税関に移管され、翌明治28(1895)年4月から供用が開始された)。スクリーナイルで支持された「鉄棧橋」には4條の軌条が敷設され、横浜税関構内に連絡される。「象の鼻パーク」に保存されている4連の煉瓦造のターンテーブルは、この鉄棧橋に連絡する税関構内軌道の遺構である。「鉄棧橋」が竣工してから120年。この間、横浜「鉄棧橋」は、延長・拡幅・改造・改築を繰り返し、いつしか横浜「大棧橋」と呼称されるようになり、全面改築のうえ平成14(2002)年には、「くじらのせなか」と愛称される鋼板造の斬新な新国際客船ターミナルが完成した。ターミナルの建築設計は、国際建築設計競技により、ザエラ・ポロ(Alejandro ZAERA-POLO)とムサヴィ(Farshid MOUSSAVI)両氏のデザインが採用された。このリニューアルにより、「大棧橋」は棧橋構造ではなくなり、「大さん橋」と表記されるようになったが、横浜港の原点、横浜港港湾施設の起点としての地位を失っておらず、またこれからも決して失うことはないであろう。

公益社団法人 横浜歴史資産調査会 理事 堀 勇良